

法人番号の活用方法のご紹介【Web-API 等を用いた各種会計ソフトの有効活用】

1 取引先情報等の入力補助による効率化



ウェブサイトや業務システムで行う法人情報の入力補助機能として、法人番号を活用することができます。

【現状】

法人名及び所在地といった法人の基本情報をすべてキーボードから入力しています。この場合、誤入力や、表記のゆれにより、取得した情報を活用する際に問題が生じることがあります。

【法人番号の利活用後】

Web - API 又はダウンロードデータを活用することで、法人番号だけ入力すれば、法人番号公表サイトで公表している「法人名」「本店所在地」の情報を自動的に補完入力する機能を追加することができます。これにより、誤入力や表記のゆれによる問題が解消できるほか、入力作業の効率化にもなります。

2 売掛金管理等、会計業務の効率化・自動化

T社売掛金(売上台帳) 現状			T社売掛金(売上台帳) 法人番号の利活用後			
日付	金額	取引先(所在地)	日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-4	50,000	A株(大阪府)	28-1-4	50,000	A株(大阪府)	11111111111111
28-1-4	55,000	B株(東京都)	28-1-11	45,000	A株大阪支店	11111111111111
28-1-9	10,000	C株(山梨県)	28-3-31	30,000	A株京都営業所	11111111111111
28-1-11	45,000	A株大阪支店	日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-30	32,300	B株(東京都)	28-1-4	55,000	B株(東京都)	22222222222222
28-2-28	978,000	C株札幌出張所	28-1-30	32,300	B株(東京都)	22222222222222
28-3-14	3,000	D株(福岡県)	日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-3-31	30,000	A株京都営業所	28-1-9	10,000	C株(山梨県)	33333333333333
28-3-31	33,000	d株(福岡県)	28-2-28	978,000	C株札幌出張所	33333333333333
			日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
			28-3-14	3,000	D株(福岡県)	44444444444444
			28-3-31	33,000	d株(福岡県)	44444444444444

各社売掛金(売上台帳)の管理を、法人番号付きで行うと、取引先ごとの集計が容易になります。

【現状】

売掛金(売上台帳)の管理を、取引発生日ごとに記載(入力)しています。

【法人番号の利活用後】

法人番号付きで売掛金(売上台帳)の管理を行うと、法人番号をキーに、取引先ごとの集計が容易になります。また、支店・出張所との取引であっても、本店と同一の法人番号であることから、取引先ごとの集計を確実に行うことができます。

国際的に利用可能な企業コードとしての法人番号

- 法人番号が国内のみならず、国際的な流通（電子商取引等）において、共通の企業コードとして利用できるよう、国税庁を発番機関として国連及び国際標準化機構（ISO）に登録し、「発番機関コード」を取得しました。
- 各社各業界団体等で独自に運用している企業コードについて、法人番号を共通の企業コードとして活用すれば、企業情報の維持・管理（商号・所在地等の変更）コスト削減などの効果が期待されます。

1 電子商取引（EDI：Electronic Data Interchange）での活用例

電子商取引におけるデータ通信において、発信者や受信者を識別するコードとして活用する事例を紹介します。

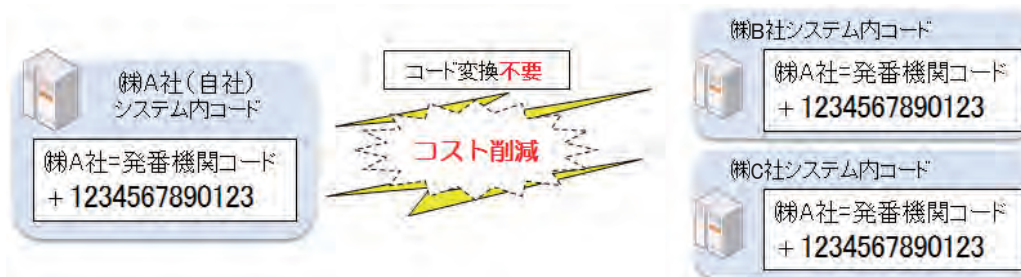
【現状】

企業間の共通的な企業コードを使用していない場合、取引先に応じて、自社システム内の企業コードを相手システム内の企業コードに変換する必要があります。



【法人番号を活用】

各企業が、発番機関コードに法人番号を付加したものを共通の企業コードとして活用することで、各企業システム間のコード変換作業が不要となり、全体のコスト削減を実現することができるようになります。



その他法人番号を活用した際に期待される効果

- 企業コードの維持・管理（商号・所在地等の変更）コストの削減
- 法人番号は無償で指定・公表されるため、電子商取引の参入コストを削減

2 電子タグ(RFID:Radio Frequency Identification)の活用例(モノの識別)

電子タグについては、出荷品や在庫などに、カード型、ラベル型、ボタン型、スティック型など、様々な形状の電子タグを取り付けて無線で読み取ることで、在庫や場所を把握する技術が普及してきています。

この電子タグに統一された企業コードを記録することで、物流の効率化や、電子タグの普及にもつながることが期待されます。

行政機関における活用例① -女性の活躍推進企業データベース-

【厚生労働省にて運用実施】

厚生労働省において運用実施されている「女性の活躍推進企業データベース」についてご紹介します。

女性の活躍推進企業データベースとは (<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>)

- **企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約**したデータベースとして、平成28年2月29日に開設されました（内閣府の「女性の活躍『見える化』サイト」の情報を移管）。
- 情報公表の状況や内容が業種別に一覧でき、企業名、企業規模、所在地でも検索できます。
- 本サイト開設以降に登録する企業については、登録の際に法人番号を付けられるようになっていました。それ以前に登録されたものについても、更新の都度、順次法人番号を付けるよう働きかけています。

<検索のイメージ>

女性の活躍推進企業 データベース

検索条件を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。
(画面途中の検索ボタンをクリックした場合でも、以降の検索条件はすべて有効となります。)

企業名

フリーコード (法人番号での検索も可)
※平成29年度までに追加予定

企業規模(複数選択可)

業種(複数選択可)

都道府県(複数選択可)

本サイトに掲載されるデータ

○公表している情報

- ①企業名
- ②法人番号 (平成28年2月以降に登録するデータから)
- ③企業認定の有無
- ④採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ⑤採用における男女別の競争倍率又は競争倍率の男女比
- ⑥労働者に占める女性労働者の割合
- ⑦男女別の平均継続勤務年数の差異又は男女別の採用10年後の継続雇用割合
- ⑧男女別の育児休業取得率
- ⑨一月当たりの労働者の平均残業時間
- ⑩年次有給休暇取得率
- ⑪係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑫管理職に占める女性労働者の割合
- ⑬役員に占める女性の割合
- ⑭男女別の職種又は雇用形態の転換実態
- ⑮男女別の再雇用又は中途採用の実績

<検索結果のイメージ>

女性の活躍推進企業 データベース

企業情報 企業の詳細は以下の通りです。

ウィンドウを閉じる

企業名	法人番号	企業認定等
		1. 採用した労働者に占める女性労働者の割合【項目1(定数)】 (組合員)25% (一般職)100%
		2(1) 採用における男女別の競争倍率【項目2(1)定数】
		2(2) 採用における競争倍率の男女比 (男性の倍率を1としたときの女性の倍率)【項目2(2)定数】
		3. 労働者に占める女性労働者の割合
		4(1) 男女の平均継続勤務年数の差異【項目4(1)定数】
		4(2) 男女別の採用10年後の継続雇用割合【項目4(2)定数】
		5. 男女別の育児休業取得率【項目5定数】
		6(1) 一月当たりの労働者の平均残業時間【項目6(1)定数】

行政機関における活用例② -統一資格審査申請・調達情報検索サイト-

【総務省にて運用実施】

総務省において運用実施されている「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」についてご紹介いたします。

○ 全省庁統一資格審査の申請や、各省庁の調達情報の検索を行うことができます。

平成 27 年 12 月 24 日から、統一資格審査項目に「法人番号」が追加されました。

これにより、インターネットで申請等を行う際に、まず法人番号を入力すれば、「商号又は名称」「本社住所」「本社郵便番号」の情報が自動的に反映されるようになりました。

また、資格審査を経た事業者は、本サイトにおいて本社住所、商号又は名称などとともに、法人番号も公開されることとなります。

《郵便番号に関する注意点》

左記イメージ図の「事業者情報反映」を押下して表示される郵便番号は、登記されている所在地の文字情報を基に、国税庁において、機械的に一般郵便番号を設定したものです。そのため、ビルや大口事業所に係る個別郵便番号には対応していません。

(ご参考)

～全省庁統一資格～

各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)入札の参加資格(全省庁統一資格)です。本資格は、各省庁申請受付窓口に掲げる申請場所のいずれか1か所に申請し、資格を付与された場合において、その資格は該当する競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所在する各省庁の全調達機関において有効な入札参加資格となるものです。

社会保障・税番号<マイナンバー>制度の最新情報やお問合せ


- ・内閣官房「社会保障・税番号<マイナンバー>制度」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178 (無料)** ※ 間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう十分に注意してください。
平日9時30分～20時(土日祝日17時30分)(年末年始を除きます。) ※最新のお問合せ時間は、内閣官房ホームページでご確認いただけます。

国税に関する社会保障・税番号<マイナンバー>制度(法人番号を含む)の最新情報

法人番号の最新情報や国税に係るマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。

- ・特設サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

- ・国税庁法人番号公表サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- ・法人番号指定通知書の記載内容、未達・再送付に関するご質問は国税庁法人番号管理室へお問合せください。

国税庁法人番号管理室フリーダイヤル **0120-053-161 (無料)** 平日8時45分～18時(土日祝日・年末年始を除きます。) 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、03-5800-1081 におかけください。(通話料金がかかります。)